ID:　247

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	減免又は徴収猶予の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市介護保険条例施行規則　第13条第1項
例規番号	平成12年規則第19号

【根拠条文】

（減免又は徴収猶予の取消し）

第13条　市長は、保険料の減免又は徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その適用の一部又は全部を取り消し、その額を一時に徴収する。

(1)　資力が回復したため、減免又は徴収猶予することが不適当であるとき。

(2)　詐欺その他不正の行為により、減免又は徴収猶予の適用を受けているのが発見されたとき。

2　前項の規定により減免又は徴収猶予の取消しをしたときは、保険料減免(徴収猶予)の取消通知書によって通知する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日